

令和元年6月25日現在

機関番号：32654

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K01629

研究課題名(和文) ジェンダーの視点から見た戦前における女子体育教師の確立過程：個人史の立場から

研究課題名(英文) A Study on the Process of the Career Establishment of Female Physical Education Teachers before World War II from the Perspective of Gender: Exploring Personal Histories

研究代表者

掛水 通子 (KAKEMIZU, Michiko)

東京女子体育大学・体育学部・教授

研究者番号：20096663

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：戦前の女子中等学校女子体育教師の職歴を調査した結果、数年から10年以内に過半数が結婚退職し、既婚者在職率は未婚者の半分以下であった。例えば、卒後21年、1939年の第六臨時教家事科第一部卒業生21人中在職者は3人で、2人は家事科のみの担当となり、体操科担当は未婚の1人であった。体操と家事の担当から、「家事の方へ移って行く」との批判は間違いではなかった。ジェンダーの視点から見て、結婚が職業継続を困難にしていたが、極少数の女子教師によって女子体育教師として確立されようとしていた。それを可能にしたのはジェンダーに起因する、女子教師は主として行進遊戯(ダンス)を受け持つ男女教師の分業体制であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

良妻賢母が求められた戦前、職業女性が出現し教師は女性に相応しい職業として認められた。しかし、身体を使う体育教師は女子の職業継続が難しかった。そうしたなかで、少数の女子教師が職業継続を成し遂げて、女子体育教師として確立させたことを明らかにした点に学術的意義がある。

今日でも職業継続状況にはジェンダー格差がある。2018年には、職業に就く前の入学試験の段階で、医学部への女性の入学者を意図的に制限していた大学があったことが発覚した。ジェンダー格差が未だに残る今日、戦前の女子体育教師が、少数ではあるが職業継続をしたことを、ジェンダーに囚われない今後の女子体育教師養成に生かすことに社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：As a result of having investigated the professional careers of female physical education teachers in the prewar days, it was found that the majority of them resigned within 10 years of beginning their careers, and their resignation mainly depended on marriage. The rates of married women holding their post were less than half of single women. For example, in 1939, 21 years after graduation, only 3 out of 21 graduates of the First Course of Housework Department at the Sixth Provisional Teacher Training Institute were continuing to work as teachers. Of these, two married teachers taught housework and one single teacher taught P.E.

From the perspective of gender, marriage made their continuation as teachers difficult, whereas the division system of teachers-whereby female teachers mainly taught dance-helped their continuation as teachers. Thus, the career establishment of female physical education teachers initially began with a minimal number of female P.E. teachers.

研究分野：体育史

キーワード：女子体育教師 ジェンダー 職業継続 結婚退職 女子高等師範学校国語体操専修科 第六臨時教員養成所体操家事科 第六臨時教員養成所家事科第一部 私立東京女子体操音楽学校

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始前の本研究者の研究で、明治・大正・昭和戦前期の高等女学校・実科高等女学校・女学校における体操科受持ち男女教師の配置状況、受持ち教科数、受持ち方法、職階等の実態が明らかにされていた。1903(明治36)年の高等女学校教授要目体操科教授上の注意1で、「体操八成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」と示されたにも拘わらず、女子体操科受持ち教師数は、男子教師数より少なく、どの時期にも2割から4割程度の学校に体操科受持ち女子教師が配置されていなかった。さらに、体操科受持ち女子教師は、1903(明治36)年以後、女子高等師範学校出身者から私立女子体操学校出身者に急速に移ったこと、昭和初期までの私立女子体操学校出身者の9割5分以上が無免許のため講師や囑託の地位にあり、安い給料であったこと、男子教師に比較して、国語、音楽や家事科と併せての2教科以上の受け持ちが多いこと、勤続年数が短いこと等が明らかにされていた。

(2) 教員養成を目的とした官立の女子高等師範学校国語体操専修科や第六臨時教員養成所家事科第一部・体操家事科で、少数の女子体育教師が養成されながら、女子体育教師不足していた。この不足はジェンダーによるものであるとの仮説を立て、ジェンダーの視点から戦前における女子体育教師の確立過程を検討する必要性が生じていた。女子体育教師の確立過程は、国の政策のなかでの制度、入学生数卒業生数だけでなく、女子体育教師個人はどのような歴史を残してきたのかという個人の視点から個人史を検討することが必要である。このような背景から、本研究ではジェンダーの視点から女子体育教師個人史に着目し、個々の女子体育教師の勤続年数、体操科から国語、家事、音楽科への移動状況や給料等から、戦前における女子体育教師の確立過程を検討しようとした。男子体育教師との男女格差、他教科女子教師との女女格差の検討を含めてジェンダーの視点から捉え直すことにした。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、個人史の立場から戦前における女子体育教師の確立過程をジェンダーの視点から検討することである。女子体育教師個人をジェンダーの視点から検討するということは、個々の女子体育教師の結婚による退職状況、勤続年数を明らかにすることが中心となる。さらに、当時、女性には「きつい」とされた身体運動を伴う学科が職業継続に影響を及ぼしていたのかどうかを考察するため、国語、家事、音楽科等他科と併せて養成されていた女子体育教師が、体操科と他科と併せての受持ちから体操科を受け持たずに、国語、家事、音楽科等へ移っていたのかを検討する。

(2) 特に、第六臨時教員養成所体操家事科の卒業生が体操科の担当を辞め、「家事科に逃げ込んだ」という大谷武一らによる批判を検証することも目的とする。

(3) さらに、研究成果をジェンダーに囚われない今後の女子体育教師養成に生かすことを目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究は歴史的研究法を用いる。これまで本研究の視点で誰も分析していない史料を用いる。主史料として、1903(明治36)年度から1940(昭和15)年度まで発行されていた『中等教育諸学校職員録』と各年度『女子高等師範学校一覧』、『東京女子高等師範学校一覧』、『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覧』を用いる。主史料の収集はほぼ済んでいるので、データ入力、未分析史料の分析を中心に行う。

(2) 1903(明治36)年度から1939(昭和14)年度までの『中等教育諸学校職員録』のうち、未分析の師範学校・女子師範学校の体操科受持ち教員の実態を明らかにする。男女別教員数、勤続年数、職階、出身校を明らかにする。(既に養成学校の卒業生名簿を整理してある)。このことにより、中等学校全体の女子体育教師の実態を明らかとなる。

(3) 各年度『女子高等師範学校一覧』、『東京女子高等師範学校一覧』、『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覧』中、「卒業生」の章、1925(大正14)年は附録の『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覧附録卒業生氏名』に記載された卒業生の動向を整理する。1923(大正12)年までは「卒業生」の章には就職先、死亡、非役、結婚に関することが記載されているが、1924(大正13)年からは卒業直後の卒業生の動向のみの記載となり、1924(大正13)年からの移動先は確認できない。1925(大正14)年のみ、附録として『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覧附録卒業生氏名』が刊行された。就職先は学校名のみであるから、受持ち教科名は一連の『中等教育諸学校職員録』から調査する。

(4) 高等女学校・女学校・師範学校・女子師範学校等の学校史のなかの女子体育教師に関する記述を収集する。学校史はこれまでの研究で収集済みであるが、さらに収集する。学校の後身が現存する学校については、できる限り学校での調査を行い、女子体育教師の個人史を明らかにする。

(5) 女子高等師範学校国語体操専修科卒業生、私立東京女子体操音楽学校卒業生、第六臨時教員養成所家事科第一部・体操家事科の卒業生を抽出し、それぞれ、国語と体操、音楽と体操、家事と体操を学びながら、途中から体操科を受け持たなくなった卒業生の、それぞれ国語科と体操科、音楽科と体操科、体操科と家事科間での移動状況を明らかにする。特に、第六臨時教員養成所体操家事科の卒業生が「家事科に逃げ込んだ」という大谷武一らによる批判を検証す

る。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究課題の成果は当初の仮説の通りに得られ、後記「5. 主な発表論文等」に示したように発表された。日本に女子体育教師が登場して以来、養成されてもその数が増えなかった主な原因は短期で退職する教師が多かったこと、退職は主として結婚によるものであることなどが実証された。さらに、極少数の女子体育教師の職業継続を可能にした条件のなかには、ジェンダーからもたらされた女子教師は主として行進遊戯(ダンス)を受け持つという、男女教師の体操科分業体制があることが考察された。

(2) 女子高等師範学校はその変遷とともに設置学科も変遷し、国語体操専修科は国語が名前の先にあるが体操科の教員の欠乏のため、1903(明治36)年に設けられた官立初の女子体育教師も養成する学科であった。修業年限2年、4期8年間で88人の卒業生を出した。私費専修科のため、教職に服務する年限制限はなかった。各年度『女子高等師範学校一覧』、『東京女子高等師範学校一覧』、『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覧』の「卒業生」の章を史料として用いて分析した結果、1期から4期卒業生が出揃った1911(明治44)年には、33府県に66人が在職、翌年も34府県に66人が在職していたが、死亡や非役が増え、全府県に在職することはなかった。本籍地で勤務経験のあるものは合計40人(45.5%)あった。史料が得られた最後の年である1925(大正14)年の在職者は僅か21人であった(図1)。その不足は第六臨時教員養成所家事科第一部・体操家事科卒業生、さらには私立女子体操学校卒業生が補うことになる。

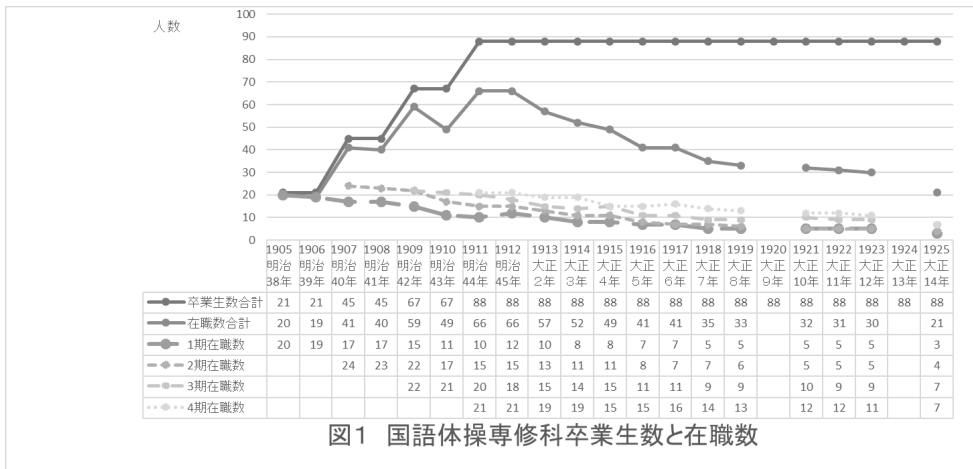


図1 国語体操専修科卒業生数と在職数

1校目の在職学校は高等女学校53人(60.2%)、次いで各種師範学校合計28人(31.8%)で、他の学校種類は非常に少ない。高等女学校から高等女学校への異動が最も多いが、他の種類の学校へも異動していた。各期とも、在職者数は次第に減少していくものの、各期12年目から14年目を過ぎると減少が止まっていた。各期で過半数が在職しなくなる年数を見ると、1期は8年、2期は7年、3期は11年、4期は12年で次第に長くなっている。このあたりが平均となると思われ、25歳から30歳程度で過半数が非役となっていた。

結婚は職業継続に大きな影響を及ぼしており、1925(大正14)年までに結婚していた55人(62.5%)の場合、そのうち40人(72.7%)が中断、7人(12.7%)が継続後中断、4人(7.3%)が断続で、継続は3人(5.5%)に過ぎなかった。未婚者は、33人中17人(51.5%)が中断、3人(9.1%)が断続し、11人(33.3%)が継続であった(表1)。既婚者と未婚者には職業継続に大きな違いがあり、既婚者中、87.3%が教師を継続できず中断してしまったことは、職業継続の困難さを示すとともに、その無念さが推察できる。

表1 女子高等師範学校国語体操専修科卒業生の結婚と職業継続の関係

職業継続	1925(大正14)年在職なし			1925(大正14)年在職		合計		
	在職なし	中断	断続後中断	断続	継続			
結婚	1(1.8%)	40(72.7%)	7(12.7%)	4(7.3%)	3(5.5%)	55	100.0%	62.5%
1925(大正14)年に既婚		48(87.3%)		10(18.2%)				
未婚	0	17(51.5%)	2(6.1%)	3(9.1%)	11(33.3%)	33	100.0%	37.5%
1925(大正14)年に未婚		19(57.6%)		14(42.4%)				
合計	1(1.1%)	57(64.8%)	9(10.2%)	7(8.0%)	14(15.9%)	88	100.0%	100.0%
		67(76.1%)		21(23.9%)				

国語体操専修科卒業生在職率は女子高等師範学校他専修科と比較して、低い時も高い時もあがるが、次第に高くなっており、身体運動を伴う学科であることの影響は次第になくなったと考えることができる。また、それを可能にした条件の一つに、女子中等学校体操科には男女体育教師の分業体制があり、男子教師は校庭で競技(現在のスポーツ)を、女子教師は室内で行進

遊戯（現在のダンス）を受け持つことが一般的であったことが挙げられる。ジェンダーにより生じた分業体制であったが、職業継続には役立ったのではないかと推察できる。さらに、女子体育教師の不足から、勤続しようとする意思が強かったのではないかと考えられよう。

4期88人合計の師範学校、高等女学校教員免許状授与学科は「体操科」のみ40人「国語と体操科」40人、「国語及漢文、国語、体操科」4人、「国語及漢文、体操科」4人であった。国語が体操を受け持たない場合もあり、国語と併せても体操科が主で、次第に体操科のみの受け持ちになった。また、国語以外の科目を併せる場合もあった。採用のために国語と体操を併せていたが、長年在職している場合は、体操科のみの受け持ちになった（表2）。

表2 国語体操専修科卒業生の大正期各学校での担当教科

卒業期	通期番号	氏名	出身校	所在地	学校名	各年度『中等教育諸学校職員録』記載の教科													
						1921(大正10)年		1926(大正15)年		1930(昭和5)年		1932(昭和7)年		1934(昭和9)年		1937(昭和12)年		1939(昭和14)年	
						体操	国語	体操	国語	体操	国語	体操	国語	体操	国語	体操	国語	体操	国語
1期	18	瀬尾 江い	石川	石川師範学校	2	0	2	0											
	36	15 松岡 ミドリ	三重	三重縣四日市立高等女学校	1	1	1	1											
2期	40	19 天野 朋	奈良	奈良女子師範学校	2	1	2	1											
	47	2 林 ハル	新潟	新潟縣立高等女学校	2	1	2	1											
3期	51	6 米須 ウシ	神奈川	神奈川縣立高等女学校	2	1	2	1											
	56	11 栞植 はる	栃木	栃木縣下野實業立高等女学校	2	0	2	0											
	58	13 中村 ひろゑ	有川	京都府私立平安女学校			2	1											
	61	16 井上 喜代為	◎	大阪府私立松蔭高等女学校	2	2	2	2											
	64	19 青木 てい	◎	東京府立第二高等女学校	2	1	2	1											
	65	20 安藤 しげ子	◎	鹿児島縣伊佐高等女学校	3	2	3	2											
	67	22 下山 梅	◎	神奈川県立平塚高等女学校	2	1	2	1											
	72	9 藤原 ツマ	◎	大阪府立夕陽丘高等女学校	1	1	1	1											
	74	7 藤橋 キヤウ	◎	東京女子師範学校	1	1	1	1											
	75	8 武山 とよ	◎	愛知県立女子師範学校	1	1	1	1											
4期	78	11 中西 ちよ	◎	兵庫縣立神戸高等女学校	2	2	2	2											
	79	12 野村 シゲ	◎	三重縣立山田高等女学校(注1)	2	2	2	2											
	80	13 山本 かね	◎	神奈川縣立栢葉高等女学校	2	1	2	1											
	83	16 木下 ツナ	◎	栃木縣立平倉高等女学校	1	1	1	1											
	87	20 茂木 ゲン	◎	朝鮮 朝鮮平壤公立高等女学校	2	2	2	2											

注1 『女高師一覽』に記載の学校名と『中等教育諸学校職員録』に記載の学校名が異なるため、『中等教育諸学校職員録』記載の教科名を記載した。  
 注2 『女高師一覽』に記載されているが、当該学校での教科名未確認。  
 注3 『東京音楽学校一覽(明治三十八年至明治三十九年)』(1906, p.67)に記載の教科名。  
 注4 『東洋女子学園六十年史』(1964, n.13)に記載の教科名。  
 注5 『中等教育諸学校職員録』に記載なし。  
 注6 『中等教育諸学校職員録』に学校記載なし。

「体操八成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の実現のために設置された官立初の体操科教員養成のための国語体操専修科は、当初は体操科教員の欠乏を補うという所期の目的を果たした。しかし、結婚により職業継続が阻まれた場合が余りにも多かった。そのなかで長年体操科教員として継続した数少ない女子教師が、女子体育教師を確立させたと考えられる。仕事か結婚かの選択を迫られるなど、ジェンダーと戦いながらの職業継続もあったと思われる。

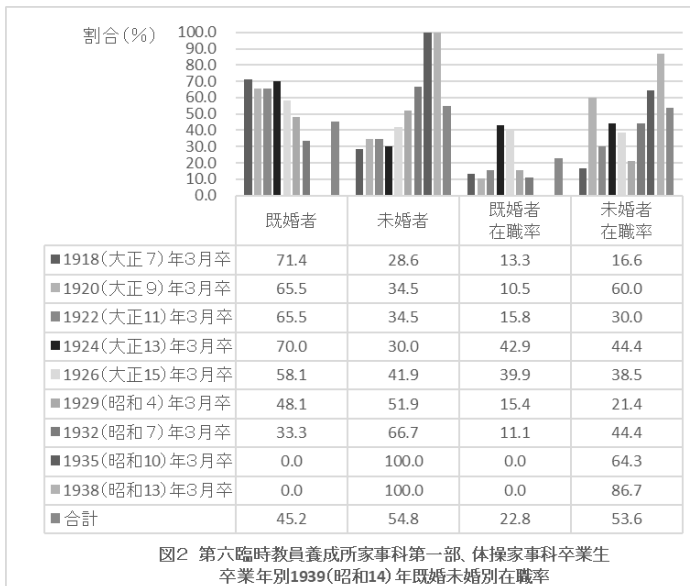
(2) 女子高等師範学校で体操科教員養成がされていなかった間、女子の体操科教員不足を解消するために、1915(大正4)年に第六臨時教員養成所家事科を家事科第一部、家事科第二部に分け、家事科第一部で体操科教員養成を始め、「体操科ノ内体操、家事、裁縫」の教員免許が与えられた。1期3年の後、家事科第一部は体操家事科、家事科第二部は家事裁縫科となった。

体操家事科のみ入学最低年齢が17歳から16歳となり、修業年限が3年から2年に短縮された。教員免許状では裁縫がなくなり、「体操科ノ内体操、家事」となった。本来、無試験検定許可校は女高師本科学科と準じていなければならなかったが、臨教と比較して許可されたため女子の体操科無試験検定許可校の教育内容も臨教とそれに準じるものになっていく。

各年度『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽』を調査した結果、1925(大正14)年には外地も含めて37府県等で、それまでの卒業生109人のうち2人死亡、27人非役で、80人が在職していた。しかし、鳥取、島根、愛媛には国語体操専修科卒業生も含めて、官立学校卒業者が全く在職しておらず、新たな卒業生が出て退職者があり、女子体育教師養成が間に合わなかった。

1939(昭和14)年に家事科第一部卒業生は卒業21年後、40歳を超えたころの年齢となった。卒業後間もない卒業生の在職率は高いが、卒業7年後の在職率は33.3%、卒業10年後では18.5%と減少していく。その後、13年後38.7%、15年後48.3%と持ち直しているが、卒業21年後では14.3%の在職率であった。全体では未婚者53.6%、既婚者22.8%の在職率で、既婚者在職率は未婚者の半分以下であった。既婚者では1924(大正13)年3月卒と1926(大正15)年3月卒は40%内外と高い在職率を示しているが、他は10%台であった(図2)。ジェンダーの視点から見て、結婚は女子教員の職業継続を難しいものにしていった。

教員が不足しているという理由で、家事科と体操科という組み合わせとなった家事科第一部と体操家事科であったが、40歳前後の年齢になった卒業生の在職は僅かとなった。1939(昭和14)年度における家事科第一部卒業在職者3人中2人は家事科のみの受持ちとなっており、大谷の「家事の方へ移って行くのです」との批判は間違いではなかった。



体操科と併せた受持ち教科を見ると、家事科、裁縫のほか、音楽、国語、作法等多くの免許外教科を受け持っていた。そして、これらの教科は体操科、家事科に加えて、長い間女子教員が活躍できる教科となっていく。

第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生の在職率は卒業後次第に低くなり、特に既婚者の在職率が低かった。そのため、女子体育教師が養成されてもその数は増えなかった。ジェンダーの視点から見て、結婚が職業継続を困難にしており、女子体育教師の確立を難しいものとしていたが、1939(昭和14)年においては、極少数の女子体育教師によって確立されようとしていた。

#### 引用文献

掛水通子(2019)ジェンダーの視点から見た戦前における女子体育教師の確立過程：第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生の職歴から。東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 54: 21-36.

掛水通子監修, 山田理恵・及川佑介・藤坂由美子編著(2019)身体文化論を繋ぐー女子・体育・歴史研究へのかけ橋としてー。叢文社：東京。(掛水通子担当 pp.35 - 61.ジェンダーの視点から見た戦前における女子体育教師の確立過程：女子高等師範学校国語体操専修科卒業生の職歴からー)

#### 5. 主な発表論文等

##### [雑誌論文](計4件)

掛水通子(2019)ジェンダーの視点から見た戦前における女子体育教師の確立過程：第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生の職歴から。東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 54: 21-36。(査読有)

<https://twcpe.repo.nii.ac.jp/>

掛水通子(2018)スポーツ史における女性 - 日英の比較から - 女性に焦点を当てたスポーツ史研究の蓄積と今後の展望：日本の場合。スポーツ史研究, 31:51-64。(査読無)

<http://sportshistory.sakura.ne.jp/publication/history31.html>

掛水通子(2018)戦前における女子師範学校を中心とした師範学校体操科受持ち教員について：『諸学校職員録』、『中等教育諸学校職員録』、『師範学校中学校職員録』を手懸かりに。東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 53: 17-33。(査読有)

<https://twcpe.repo.nii.ac.jp/>

掛水通子(2017)昭和戦前期における高等女学校・実科高等女学校体操科受持ち教員について：明治後期から昭和戦前期を通した『中等教育諸学校職員録』(1903年 - 1934年)『高等女学校女子実業学校職員録』(1939年)の分析を手懸かりに。東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 52: 17-33。(査読有)

<https://twcpe.repo.nii.ac.jp/>

##### [学会発表](計6件)

KAKEMIZU Michiko(2018)Accumulated knowledge and prospect of sport history focused on women in Japan. 7th IWG World Conference on Women and Sport. (May 2018, Gaborone International Convention Centre: Gaborone, Republic of Botswana).

掛水通子(2017)スポーツ史における女性 - 日英の比較から - 女性に焦点を当てたスポーツ史研究の蓄積と今後の展望：日本の場合。スポーツ史学会第31回大会(招待講演)。(2017年12月, 日本女子大学目白校舎:東京)

掛水通子(2017)戦前の外地における師範学校・女子師範学校女子教員について：体操科を

体操科の受持ちは卒業後7年経過した卒業生の29.6%、卒業後21年経過で4.8%となった。在職者中の体操科受持ち割合は緩やかに減少していた。

1939(昭和14)年の在職者中83人が体操科を受け持っており、「職員録」に体操科が1番目に記載された71人が体操科教師と言える。17人は体操科を受け持たずに、家事科などの教科受け持つ家事科教師となっていた。全卒業生については、大谷の「家事の方へ移って行くのです」と「体育をやっている人は此の片手を屈する程しかありません」との言は正しいとは言い難い。

中心にして、東北アジア体育・スポーツ史学会第12回大会。(2017年7月、浙江師範大学：中華人民共和国浙江省金華市)

KAKEMIZU Michiko (2017) Physical Education Teachers in Japan: Continuity of Gendered Teaching positions in Pre- and Post-war Society. The 18th World Congress for The International Association of Physical Education and Sport for Girls and Women. (May 2017, Barry University: Miami Shores, FL U.S.A.).

掛水通子(2016)戦前における女子師範学校・師範学校女子部体操科受持ち教員について：『諸学校職員録』、『中等教育諸学校職員録』を手懸かりに。日本体育学会第67回大会(平成28年8月、大阪体育大学：大阪府泉南郡熊取町)

掛水通子(2016)ジェンダーの視点からみた私立女子体育指導者養成学校の展開：私立女子体育指導者養成学校の概観と女子中等学校女子体育教師配置状況からの考察。日本スポーツジェンダー学会第15回記念大会(平成28年7月、東京女子体育大学：国立市)。

〔図書〕(計3件)

掛水通子監修，山田理恵・及川佑介・藤坂由美子編著(2019)身体文化論を繋ぐー女子・体育・歴史研究へのかけ橋としてー。叢文社：東京。(掛水通子担当 pp.35-61.ジェンダーの視点から見た戦前における女子体育教師の確立過程：女子高等師範学校国語体操専修科卒業生の職歴からー)

掛水通子(2018)日本における女子体育教師史研究。大空社出版：東京。Pp.486。(一部のみ)  
飯田貴子・熊安貴美江・來田享子編著(2018)よくわかるスポーツとジェンダー。ミネルヴァ書房：京都。(掛水通子担当：女子体育教員の登場，pp.20-21)

〔その他〕

掛水通子(2017)JSSGS 第15回記念大会報告(会員企画分科会登壇者抄録 私立女子体育指導者養成学校の概観と女子中等学校女子体育教師配置状況からの考察。スポーツとジェンダー研究，15：74-75。

6. 研究組織

(1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

なし